

情報提供日	2018年(平成30年)9月14日
問い合わせ先	総務局職員室
	078-918-5006 (内線 2427)

障害者雇用率算定の点検結果について

本市では、障害のある人の自立と社会参加のさらなる促進を目指して、平成25年度に、本市で初めてとなる障害のある人を対象とした採用試験を実施し、さらに、平成27年度及び29年度には、障害の種別、程度等にかかわらず、できる限り門戸を広げた形で採用試験を実施するため、身体のみならず知的、精神、発達障害者並びに難病患者等にも受験資格を拡大するなど、人員の確保に努めてきたところです。

このような中、本年9月3日付で、国（兵庫労働局）から障害者雇用率の算定について再点検するよう通知があり、その中で、障害者雇用率の算定基礎となる「常時勤務する職員」について、「採用から1年を超えて勤務する者（見込みを含む。）の全て」と明示されました。

そのため、本市で改めて点検をした結果、以下の表のとおり、法定雇用率を充足するためには、新たに7名の障害者を採用する必要性が生じています。

本市は、「やさしい中核市・明石」の実現、及び、障害者の自立と社会参加に向けて、民間の模範となるべき立場であることから、障害者雇用率を充足するため、すみやかに採用試験を実施していく考えです。

(参考) 障害者雇用率の状況

< 2018年(平成30年)6月1日現在(法定雇用率: 2.5%) >

	(1) 算定基礎職員	(2) 障害者数	雇用率 (2) / (1)	法定上の 必要数	不足数
点検前	1,766人	51人	2.89%	45人	0人
点検後	2,509人	56人	2.23%	63人	7人
増減	+743人	+5人	△0.66%	—	—

※ 市長事務部局（教育委員会を含む）分

※ (1) 及び (2) の増加分は、任期付短時間勤務職員等の非常勤職員